令和7年第2回 流山市国民健康保険運営協議会 資料 2

# 子ども・子育て支援金制度の導入について



# 1. 子ども・子育て支援金制度とは



- 国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめ ました。
- その後、当該プランを賄う安定財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む子ども・子育て支援法などの改正法が、令和6年6月12日に成立しました。
- 令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。
- 支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、 令和10年度1兆円規模となる予定です。

## こども・子育て支援加速化プラン

#### こども家庭庁



児童手当の抜本的拡充

- ✓ 出生後休業支援給付
- ✓ 妊婦のための支援給付

- ✓ 育児時短就業給付
- ✓ こども誰でも通園制度の創設
- 国年1号被保険者の育児期間保険料免除



納付



## 子ども・子育て支援金









# 2. こども・子育て支援加速化プランの支援金対象事業について



令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

**児童手当の抜本的拡充** (R6.10~)

- ・所得制限の撤廃 ・高校生年代までの支給期間の延長
- ・第3子以降の支給額増額(3万円)

出産・子育て応援交付金 (予算事業) 妊婦のための支援給付 (R7.4~制度化) ・妊婦であることの認定後に5万円、妊娠後期以降に届出を受けた妊娠 している子どもの数×5万円を支給

R5~試行事業

希望自治体実施

乳児等のための支援給付(令和8年度より全国実施)

・こども誰でも通園制度。保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる(こども1人当たり10時間/月)



出生後休業支援給付 (R7.4~) ・子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給 付とあわせて最大28日間手取り10割相当給付



**育児時短就業給付** (R7.4~)

・こどもが2歳未満の期間に、時短勤務によって賃金が低下した場合、 時短勤務時の賃金の原則10%を支給



#### 国年1号被保険者の育児期間保険料免除(R8.10~)

・自営業者やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、 その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

# 3. 子ども・子育て支援金制度の理念・意義など



## 現在の社会保険制度

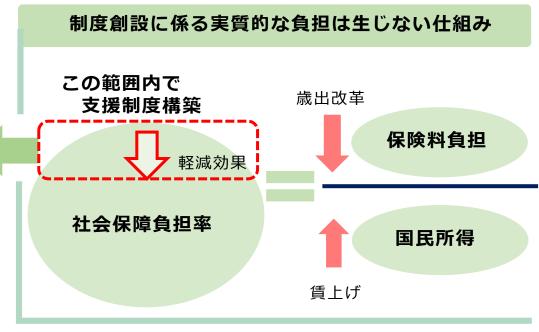
拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図



## 子ども・子育て支援金制度



子どもや子育て世代を全世帯、全経済主体が支 える新しい分かち合い、連帯の仕組みへ



## 理念・意義

子ども1人あたり<u>平均146万円</u>の給付拡充 (0歳~18歳までの間)

## 子どもや子育て世代

支援金制度を財源とした少子化対策による給付拡充 ➡ 少子化トレンドの反転を実現



#### 高齢世代や子育て中でない方

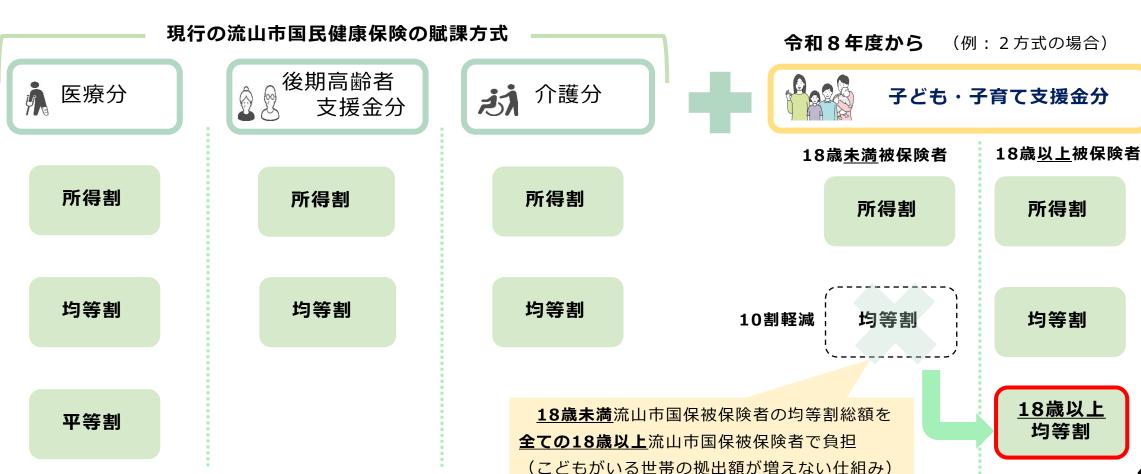
実効性のある少子化対策によって国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高める



# 4. 国民健康保険料について



- 国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。
- これらに加え、令和8年度からは新たに**子ども・子育て支援金の賦課・徴収**が必要となります。
- 当該支援金の賦課方式は「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「18歳未満被保険者」は均等割が 賦課されませんが、「18歳以上被保険者」は均等割の他、18歳以上均等割が賦課されます。
  - ※ 「18歳未満被保険者」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども(高校生年代までのこども)



# 5. 被保険者への影響について(国の試算)



国の試算によると国民健康保険の「加入者1人当たり支援金額 (平均月額)」は、令和8年度が250円、令和9年度が300 円、令和10年度が400円となる見込みです。

※ 見込みについては、国全体の国民健康保険の加入者平均となっており、被保険者の所得に 応じて、実際に賦課される支援金額に差異が生じます。



#### 国保:年収別1人当たり支援金 (平均月額見込、令和10年度ベース)

年収	1人当たり支援金	
800万円	1,100円	
600万円	800円	
400万円	550円	
300万円	<b>400円</b> (2割軽減)	
200万円	<b>250円</b> (2割軽減)	
160万円	<b>200円</b> (5割軽減)	
80万円	<b>50円</b> (7割軽減)	

#### 制度別1人あたり支援金額(平均月額見込)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済組合	350円	450円	600円
国民健康保険 (市町村)	250円	300円	400円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

# 6. 今後のスケジュールについて



6

■ 国から詳細なスケジュールは示されていませんが、令和8年度の施行に向けて厳しい作業日程が予想され

ます。 ※ 下記スケジュールは今後変更の可能性があります。

		令和7年度		令和8年度	
	7~9月	10~12月	1~3月	4月~6月	
こども家庭庁 厚生労働省	・条例参考例発出	・政令・省令の公布等 ・納付金算定ガイドライン の発出	・政令の公布(賦課限度額)	4月:法律施行	
千葉県	・R8納付金 <b>仮算定</b> ・R 8 標準保険料率 <u>仮算定</u>	・R8納付金 <b>本算定</b> ・R8標準保険料率 <u>本算定</u>			
流山市		・条例改正案策定 ・当初予算案策定 ・国保運営協議会諮	R8第1回定例会 ・条例改正案 ・R8予算案 上程	4月:制度開始 6月:納入通知書 発送	

※ 子ども・子育て支援金は、法律施行により、国が示す子育て施策のための必要額を市町村等を含めた全ての保険者が納付する義務を負う

ため、当該制度導入に伴う市民参加条例第5条第1項に基づく市民参加手続きは実施しない予定です。